

第4章 計画の推進



第4章 計画の推進

1 プランの推進体制

「いしかり男女共同参画プラン 21」を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部局と連携・協力し、全庁的に取り組んでいきます。

また、女性問題の解決には行政だけではなく、広く市民と各種団体・企業の取り組みが必要です。市民と行政が一体となって事業の展開を図ります。

2 庁内における推進

庁内関係部局との連携を図るため、「石狩市男女共同参画行政推進会議」を設置します。また、市職員に対しても女性の問題についての理解を深めていきます。

3 市民による推進

市民や関係団体、有識者からなる「石狩市男女共同参画推進委員会」を設置し、プランの推進や意見の反映に努めます。

4 国・北海道との連携

このプランには、国や道の協力を必要とするものも多く、プランの推進に当たり、必要に応じて、国や道に要請を行います。